

Title	ライプニッツの法理論と「近代国際法」(三): 「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として
Sub Title	G. W. Leibniz's theory of "law", "state", and "sovereignty" (3) : an inquiry into a "missing link" in the history of the modern law of nations
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.6 (2016. 6) ,p.1- 30
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160628-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ライブニッツの法理論と「近代国際法」(三)

——「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として——

明 石 欽 司

序論

第一章 予備的考察：国際法（史）研究におけるライブニッツの位置付け

はじめに

第一節 「国際法」関連文献及び国際法概説書におけるライブニッツ

ブニッツ

第二節 国際法史研究者の視点からのライブニッツ

まとめ

(以上、八十八卷十一号)

第二章 ライブニッツの「法」観念

はじめに

第一節 ライブニッツの法認識を巡る若干の特色

第二節 ライブニッツの法観念の基本的構成

まとめと若干の考察

(以上、八十九卷四号)

第三章 ライブニッツの「国家」観念

はじめに

第一節 「社会」

第二節 国家観念を巡る諸問題

(一) "civitas" と "respublica"

(二) 国家の定義

(三) 国家構成原理を巡る問題：不完全な社会契約論

第三節 国家の抽象的人格性

(一) 国家の法人格

(二) 領域の結合と法人格

まとめと若干の考察

(以上、本号)

第四章 ライブニッツの「主権」理論——Suprematus、観念の

分析を中心として

はじめに

第一節 「統治権」観念の錯綜

第二節 「Suprematus」・「summa potestas」・「superioritas territorialis」・「Souveraineté」

第三節 「Suprematus」理論における帝国等族

第四節 「Suprematus」の特質

まとめと若干の考察

(以上、八十九卷七号)

第五章 ライプニッツの「国際法」観念

はじめに・ライプニッツの欧州社会観とユース・ゲンティウムを巡る諸観念

第一節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理論

第二節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理論の内実

まとめと若干の考察

結論

(以上、八十九卷八号)

第三章 ライプニッツの「国家」観念

はじめに

本章における課題は、ライプニッツが「国家」をどのようなものとして観念し、それをどのように理論化したのかについて検証することである。この検証作業は、近代国際法学において唯一の法主体とされるようになった近代主権国家と彼の理論における国家との乖離の有無と(仮に、それがあるとするならば)その程度を明確にすることによって、彼の国家理論の近代性を評価するために行われる。そして、そのような評価を行う際に、特に、国家が抽象的人格として理解されているかという点に我々は注目するべきであろう。それは、近代国際法における国家観念が、当該国家内に実在する支配者乃至統治者とは別個の(抽象的)法人格を有するものとされているからである。そして、それによって、彼の国家理論と近代国際法学における国家理論との関係が明らかにされることが期待されるのである。

尚、本章における考察は、このように国家の抽象的人格性に注目するが、国家内部の統治体制(政体)に関するライプニッツの理論には及ばない。⁽²²⁾これは、勿論、近代国際法理論が国内の政体を問題としなかったことに由来している。(本稿における政体論に関連する議論は、後述(第四章第三節)の神聖ローマ帝国の領邦の地位に関する考察において行われるものに限定されている。)

以下では、ライプニッツの論述の中で、先ず、国家もその一つの形態である「社会」について、それがどのようなものとして観念されていたのかを確認し(第一節)、次に、国家(又は社会)を理論的に構成する際に何らかの原理(国家構成原理)が用いられていたのか、用いられていたらとすれば、それがどのようなものであったのかについて論じ(第二節)、更に、国家に何らかの抽象的人格が付与されているのかという問題について考察する(第三節)。

第一節 「社会」

ライプニッツは、『自然法論』(Von Naturrecht)と題された小品の中で、正義との関係において「社会」(Gemeinschaft)について論じている。彼によれば、「社会とは、共通の目的のための、複数の人々の結合(eine Vereinigung)⁽²³⁾」であるが、彼は、「自然が欲した自然的社会(eine natürliche Gemeinschaft)」という観念をもって、社会をその構成員間の関係に基づいて次の六つに分類している。⁽²⁴⁾

ライプニッツによれば、「第一の自然的社会は一人の男性と一人の女性との間のものであり、それは「人類を維持するために必要」なものである。次に、「第一のものから直ちに生ずる」第二の自然的社会は、「両親と子供達との間」のものである。第三の自然的社会は「主人と召使との間」に存在する。(ここでは、「或る人が悟性(Verstand)を欠くものの、自らを養う強さ(Kräfte)を欠かない場合には」そのような社会が存在することは自然であ

り、「そのような人は、本性により (von Natur)、その者に命ずる他者に従って召使として働かなければならない」とされておき、アリストテレス的な人間観が示されている。⁽²²⁵⁾ 第四の自然的社会は「世帯」(Haushaltung)であり、以上の三つの自然的社会の一部又は全てを含むものとされており、「その目的は、人間の日々の必要「の充足」である」とされている。第五の自然的社会は、「市民社会」(die bürgerliche Gemeinschaft)であって、それが「小さければ都市 (eine Stadt)」とよばれ、複数の都市から成る社会が「邦」(eine Landschaft)であり、更に、複数の邦から「王国又は大所領」(ein Königreich oder große Herrschaft)が形成されるとわれ、それらの何れもが、「そこにおける幸福の実現又は安全「の確保」」を目的とするものであるとされている。最後に、第六の自然的社会は「神の教会」(die Kirche Gottes)であり、それは「恐らく啓示 (Offenbarung) なくしても存在したであろうし、敬虔且つ神聖な人々により維持されてきたであろう」とされ、また、その目的は「永遠の幸福」にあるとされる。(尚、ライプニッツは、「私がこの「第六の」社会を自然的社会と呼ぶことを驚くには当たらない」とし、その理由として「我々の内部に根差した自然的宗教 (eine natürliche Religion) と不滅への欲望 (Begierde der Unsterblichkeit) が存在する」ことを挙げ、更に、「聖人から成るこの社会は、カトリック的又は普遍的 (katholisch oder allgemein) であって、全人類を結合する」としている。⁽²²⁶⁾)

以上のように、ライプニッツは、社会を自然的な結合として理解し、それを各々の目的と構成員を基準として分類している。⁽²²⁷⁾ また、『自然法論』の末尾部分において、「全ての領邦 (Vänder) は神の教会の下に立つ」とされていることから、他の五つの自然的社会は「神の教会」の下位秩序として認識されていることになる。そして、このような「神の教会」の下に置かれる諸々の自然的社会の中で、本章の考察対象である「国家」は、第五のものである「市民社会」の中に位置付けられることとなる。

尚、ライプニッツは、以上のような自然的社会に関する説明とは別に、『Suprematus 論』において現存する社

会の結合のための紐帯について、次のような論述を行っている。即ち、彼は、「確かに、三つの最大の紐帯 (*tria maxima vincula*) が人間を結合する」とし、それらが「良心 (*conscientia*)、畏怖 (*reverentia*)、力それ自体 (*vis*)」である」ことを示した上で、「良心は全ての者を神に服従させ、畏怖は諸侯を教会、神聖「ローマ」帝国及び皇帝に「服従させ」、最後に、現存する力は臣民を諸侯又は上位者に「服従させる」とするのである。⁽²⁰⁾この論述における結合の紐帯は、第五及び第六の自然的社会のためのものであると解されるが、そこには、第一から第四の自然的社会の紐帯については論ずる必要がないほどに「自然的」であるとの認識が隠されているとも言えるのである。

さて、本節で論じられてきた事柄は、前章で確認されたライブニッツの法学理論の基本的な思考方法に合致すると言える。即ち、神と人間とを同一平面に置く「普遍的法学」の構想に向かうという思考と、「自然的社会」が男女間のものから「神の教会」に至るといふ社会認識とが合致するものと解されるのである。

第二節 国家観念を巡る諸問題

(一) “*civitas*” と “*respublica*”

ライブニッツの「国家」観念の考察に際しては、留意されるべき問題がある。それは、例えば、後掲(次章第一節冒頭)の引用文において、「*Suprematus*」に関して論ずる前に、「*Civitas*」とは何か、「*Respublica*」とは何か、「*Libertas*」とは何か、「*summa Potestas*」とは何か、…(中略)…について言及することに私は駆り立てられる⁽²¹⁾というように、「主権」や「国家」に関わる観念が列挙されている箇所において、「国家」に該当し得る語として“*civitas*”と“*respublica*”が使用されていることから発生する。即ち、これら二つの語が観念的に厳格に区分されているのかという問題である。この問題に関して明確な解答を得るためには、ライブニッツ自身によるこの問題

に関する記述が存在すればよい。しかし、筆者が確認し得た限りでは、そのような記述は存在しない。むしろ、「*respublica*」と「*civitas*」が等置されていると考えられる記述や「*civitas*」に加えて「協定により結合された者達を」(*confederatos*)も「*respublica*」と呼ぶ場合があるといった記述の存在に鑑みれば、ライプニッツは両者を区別していないものと思われる。(また、これに関連する興味深い事柄として、本節で触れるように「*civitas*」に関する或る種の定義は存在するものの、「*respublica*」に関する同様の記述は見出され得ないことが挙げられる。)また、先行研究、特に、ライプニッツの著作の翻訳に関わるものに目を転ずるならば、次のような状況が明らかとなる。

ライプニッツの自然法論に関する著作及び書簡を羅列対訳の形式で纏めたブシエ (Hubertus Busche) は「*civitas*」と「*respublica*」を共に概ね「*Staat*」とする。⁽²³³⁾ 例外的に、「*respublica*」が「*Staatwesen*」とされている箇所もあるものの、両語の厳格な観念的区分はなされてはいないものと判断される。また、ライプニッツの政治関連著作を抜粋・英訳したライリー (Patrick Riley) は、「*civitas*」を「*a state*」と、「*respublica*」を「*a commonwealth*」と各々訳出する場合があり、両者を異なるものと観念しているようにも思われる。⁽²³⁵⁾ ところが、この訳語は一貫しておらず、前者が「*a city*」とされている箇所や後者が「*a state*」と訳出されている箇所⁽²³⁷⁾も見られる。

総じて、これらの訳者には「*civitas*」と「*respublica*」の相異に関する明確な問題意識が存在していないように思われる。これに対して、フリードリッヒは、そのような問題意識の自覚を示す次のような議論を展開している。

フリードリッヒは、ライプニッツの国家観念を論ずる中で、「*civitas*」を「政治的共同体」(*a political community*)と訳出しつつ、「我々は「*civitas*」を『国家 (state)』とすることができるのであるか」と問う。そして、「むしろそれは古代の意味における都市である、市民の総体ではないのか」とし、更に、「管理 (administration) が通常の法 (ordinary law) の下での権威に繋がられる場合にのみ、ライプニッツは国家 (a state) (*respublica*) について論ずるのであるか」とする。⁽²³⁸⁾ つまり、フリードリッヒは、ライプニッツの論理の中で

は、“civitas”は単なる「政治共同体」であり、それが法を伴った管理(行政)組織という側面を有したときに“respublica”、即ち、「国家」となるのである。(尚、この「管理(行政)組織」への着目という点では、フリードリッヒは優れていると言えるものの、次項で確認されるように、「管理」という側面は“civitas”の定義にも登場しているため、彼の理解は支持し難いものである。)

但し、フリードリッヒは次のような留保を設けている。

「国家の政治的(社会学的)概念と法的概念の明確な区分をライプニッツに帰することは人為的であり時代錯誤的(anachronistic)である。確かに、自然的必要性の領域と精神的自由の領域を区分するという彼の傾向に沿って、そのような区分は論理的であるように見えるであろう。しかし、ライプニッツは、実際の政治の現実にも深く巻き込まれ、そして現実の活動と法規範の相互依存にあまりにも注意を払っていたために、そのような区分を重要とはみなすことはできなかつたのである。」⁽²³⁾

つまり、フリードリッヒは、一方において、ライプニッツの理論の全般的傾向からは、“civitas”と“respublica”は区別されることになろうが、他方において、彼が現実と法との相互関係を重視した結果、そのような区別を貫徹していない、と論じているのである。

私見によれば、ライプニッツは「国家」に関する記述において“civitas”よりも“respublica”を多用する傾向にある。しかし、「国家」の定義に関わると解される記述においては、“civitas”が使用される場合があるため、(フリードリッヒがするように)“civitas”を「政治共同体」とすることに躊躇せざるを得ない。そのため、本稿においては、これら二語を何れも「国家」と訳出し、原語を付すこととする。

(二) 国家の定義

ライプニッツは、『*Suprematus 論*』において、国家についての或る種の定義を次のように示している。

「国家 (civitas) とは、脅威とされがちな種類の大きな力に対する相互の防衛の希望に向けて、集住する意思をもって開始された十分に多数の人間の結合であり、共通の物の或る種の管理に向け確実に設立されたものであるとみなされる。家族には、或いは若干の家族から構成される (私が称するところの) 村落には、大きさが欠如している。軍隊には、或いは (アジア旅行におけるキャラバンのような) 偶然に掻き集められた大きな社会には、集住する意思が欠如している。⁽²⁰⁾」

つまり、ライプニッツにとって「国家」とは、「相互の防衛」と「共通の物の管理」という目的のために、「集住する意思」を有する「十分に多数の人間の結合」なのである。また、『*自然法の基礎*』の草稿⁽²¹⁾には、次のような記述が存在する。

「諸々の国家 (civitates) が他「の存在」よりも、より一層完璧 (そして汝は、より一層模範的である、と加えよ。) であることは何ら疑われるべきではない。なぜならば、国家 (Civitas) は安全の社会 (Societas securitatis)」、⁽²²⁾ 即ち、相互に世話をしあう安全についての予測の中で生きる人々の集団であるからである。」

このでも、「相互の安全」 (securitas sibi)⁽²³⁾ と「意思 (予測)」 (opinio) が強調されていることが理解される。そして、ライプニッツが国家をこのようなものとしていることから、彼の国家理論において社会契約論的な国家構成原理が前提とされていると解する余地が存在することになる。

社会契約論に基づく国家理論が採用されているか否かは、次のことから、本章、そして本稿全体にとって極めて重要な論点となる。即ち、本章における主要な問題点は、ライブニッツの国家理論において、(君主、皇帝、更には諸侯といった) 自然人たる主権者が国家から分離され、国家が抽象的存在として措定され、そこに抽象的人格としての法人格が付与されているかどうかを検証することであり、そしてそれは、ライブニッツのユース・ゲンティウム理論がどれだけ「近代的」なものであるかを考察するという本稿全体の重要な課題にも繋がることになるのである。⁽²⁴⁾そこで、次に彼が社会契約論的な論理構成を採用しているのか否かという点を検討することとする。

(三) 国家構成原理を巡る問題…不完全な社会契約論

『プーフENDORF批判』においてライブニッツは、「社会は、相互の合意を何等かの行為において約した多数の者の集合である」(*Societas est coetus plurium, qui consensum sibi in aliquo negotio pacti sunt.*)⁽²⁵⁾と述べている。この一文では、彼が社会契約論的観点からの「社会」の定義を行っているように思われる。しかしながら、前節で確認されたように、彼は社会を「自然的社会」としても説明している。この二つの「社会」観念は原理的に相互に矛盾するものと考えられるが、彼の真意は奈辺にあるのであろうか。この問題について考察するためには、彼の国家構成理論を検討することにより、彼が社会契約論を展開したのか否かを確認することが必要とされるであろう。そこで、以下では先ず、社会契約論の理論的前提とされてきた「自然状態」の観念がライブニッツに存在するののかという点について確認する。

ライブニッツの「自然状態」認識を確認する上で参考となるものが、『法原理考察』における次のような記述である。

「確かに、かつては結合されることのなかった人間達から国家は設立されたのであるから、その後にとのようにして共通の紐帯により全ての者を相互に拘束するの²⁴⁶か」

この一文からは、人間には国家を設立する以前の結合されない状態が存在したとライプニッツが考えていたことが理解される。勿論、ここでは「自然状態」という言葉自体は登場していないが、例えば、『法学新方法』においては、「不法」(injuria)に関する説明の中で、「不法は、純粹な自然状態において、相互にあらゆる種類の自由、能力及び権能についての権利、加害者に対する戦争の権利を被害者に付与する²⁴⁷」とされ、また、権利取得の五つの方法(modus)が論じられる中で、その一つとして(それが「国家(respublica)においては諸々の法律により(legibus)制約されている」事柄であるとの留保は付されているが)「不法」が提示され、そのような不法の一例として「純粹な自然状態において相互に全ての権利を揚棄する人間社会の破壊」(ruptio societatis humane in statu mere naturali omne jus mutuo tollens)²⁴⁸が挙げられている。また、『忠告』においては、ホッブズの自然状態観が批判されている²⁴⁹。これらのことから理解されるように、ライプニッツが彼なりの自然状態観を有していることは確かである。

それでは、彼の自然状態観はどのようなものなのであろうか。このことに関しては、『人間悟性新論』における次のような論理が解答となつているように思われる。即ち、神は人間を「社会的被造物」(une creature sociale)であるように創造したのであり、人間は同類との共存の必要に向けて動機付けられるのみならず、社会の「偉大な道具であり共通の紐帯²⁵⁰」である言語能力を与えられたとされている(更に、ここでもホッブズの人間観が批判されている²⁵¹)のである。このことから、ライプニッツは自然状態を比較的平和なものと捉えていたもの

と判断される。⁽²⁵²⁾しかし、そのような自然状態観は、直ちに次のような疑問を発生させる。即ち、そのような状態においては、人々は「相互の安全」の確保という社会契約の動機を抱懐することはないのであるかという疑問である。⁽²⁵³⁾

この疑問に対する解答として理解されるものが、次のようなライブニッツの議論である。即ち、「鳥が移動をよりよいものとするために群を形成するように、そして海狸が大きな堤防を築くために結集するように」「全ての悪意 (mechancete [sic]) から免れている最良の人々 (les meilleurs hommes) は、自らの目的のよりよい達成のために結合する」というものである。⁽²⁵⁴⁾

さて、このような比較的平和な自然状態から、人間は先述のような「相互の安全」のための「意思 (予測)」をもって社会契約を行い、社会 (国家) を設立することになるであろうが、ライブニッツはこのような一貫した理論を明示的には提示していないように思われる。果たして我々は、彼を社会契約論者であると評価し得るのであるか。この点については、肯定論者と否定論者が存在している。

肯定論者としては、第一にフリートリッヒが挙げられ得る。彼は次のように論じている。

「彼の時代の極めて多くの他の理論家達と同様に、ライブニッツは契約論的概念を受容した。それは格別にオリジナルなものではなく、ホッブズ及びホッブズの人々とは対照的に伝統的要素を保持している。彼は、フィルマーの家長的理論とロックの「フィルマーに対する」批判、そして、後者「即ち、ロック」自身の解釈に極めて親しんでいた。ライブニッツ自身の見解はロックのそれに類似しているが、人間の合理性 (rationality) への固い信念の保持によって情熱の支配的重要性というロックの観念とは対比される」⁽²⁵⁵⁾

また、小林は端的に「ライブニッツの国家論も社会契約論を基礎としている」⁽²⁵⁶⁾とする。しかも小林は、「自然

状態における所有の自然権は、自然状態が人々にとり不利益なものであることが理解され、契約による国家秩序の形成が合理的と判断されることにより修正され、分配的正義の観念が社会に導入されるが、この正義の規準は広義の社会的利益に置かれていると考えていいだろう」と論ずることによって、正義の観念が国家形成にも関わる⁽²⁶⁷⁾としている。

これに対して、否定論に立つネイマンは次のように論じている。

「ライプニッツは国家の起源を契約 (Pact) や原初契約 (original contract) というよりも、自然の中に置いた。ホッブズが信じたように人間が自然により純粋に利己的 (egoistic) であるとは、ライプニッツはみなさなかつたのであり、それ故に、契約によってのみ文明化されるという見解をも支持しなかつた。それにかえて、ライプニッツは、人間が自然により他の者の完全化と幸福を求める理性的魂であり、社会は契約からではなく、自然から誕生すると論じたのである⁽²⁶⁸⁾」

これらの論者の見解の対立はどのように理解されるべきであろうか。その理解の一助となると思われるのが、『法学新方法』の中で法的な決定が行われる際の原則を巡り展開されている次のような記述である。

「我々は次に決定の諸原則について (de principis decidendi)」、それに続いて決定の集成について (de collectione decisionum) 論ずるであろう。決定の諸原則とは、自然法に基づく理性 (ratio ex jure naturae) であり、確かな国家法に基づく類推 (similitudo, ex jure civili certo) である。確かに、仮に我々が物事を正確に考察するならば、全ての国家法は、法に属するというよりも、事実⁽²⁶⁹⁾に属する。何故ならば、「国家法は」物事の本性に基づくのではなく、歴史又は事実に基づいて吟味されなければならないからである。勿論、証明されなければならないことは、法律が公布され

たこと、或いは慣習 (consuetudo) が導入されたということである。続いて証明されるべきことは、法律をもたらした者が、その者に属するものについての権能を事実及び合意により取得したことである。そしてそのことから、人民の協約に基づいて法律が有効であること (legem ex conventione populi valere) が明らかである。合意 (pactum) が存在しなかった場合の事柄について、純粹法を保持すること (obtinere jus merum) は、確実な法に属する (certi juris est) ことであるから、法律 (lex) が宣言しなかった事柄に関する事件においては、自然法 (jus naturae) に従って裁かれるべきことは明白である。それは、効力のない制定法に関わる事件においては、共通法 (jus commune) に従って裁かれるのと同様である⁽²⁵⁹⁾」

この一節においてライブニッツは、法的決定の原則を「自然法に基づく理性」と「国家法に基づく類推」であるとす。〔全ての国家法は、法に属するというよりも、事実に属する〕という表現はやや奇異に思えるが、それは、自然法と国家法の対比において、後者が人為(即ち、「事実」)に基づくもの(その意味における実定法)であることを強調するものであると解される⁽²⁶⁰⁾。その上で彼は、立法者(「法律をもたらした者」)の権能が「事実及び合意」に基づくとし、更に、法律の有効性が「人民の協約に基づく」(ex conventione populi)とする。これと同様の認識は、ライブニッツの博士学位請求論文においても、「君主が法律を制定し得ることですらも、そのことに対する人民の同意に由来する⁽²⁶¹⁾」という表現で示されており、何れにしろ、社会契約としての「人民の協約」が早期の著作から見出し得るのである。(尚、「協約」(conventio)という用語について付言するならば、例えば、ルソーが、「あらゆる社会の中で最も古く、また唯一自然なもの」とされている家族についても「協約 (convention) によってのみ維持されている⁽²⁶²⁾」としているように、社会契約論において頻繁に登場するものである。)

更に、この一節において、立法者が重視されている点にも我々は注目すべきであろう⁽²⁶³⁾。この立法者の重視という特色は、『法学新方法』中の、「倫理的属性の「法的」原因 (Causa Quaevis Moralis) は自然と訴権である」で

始まる一節からも読み取ることが可能である。そこにおいてライプニッツは占有 (possessio)、不法 (injuria)、協約等の法的原因や淵源 (fons) を挙げた後に、次のように論じている。

「したがって、不法は不法行為及び準不法行為の (delictorum et quasi delictorum) 淵源である。そして、協約はそれの中に全ての約束と承諾を包含し (clonventio vero promissiones acceptationesque omnes in se continet)、それ故に文言の解釈、条件等々についての教説 (doctrina de verborum interpretatione, conditionibus, etc) が役立つ。更に、準契約 (quasi contractus) は物権 (ius reale) に関わる。しかし、これらの自然の淵源に由来するのではなく、法律に由来するとみなされる多くの事柄は、それらの「淵源の」中の一つから、確かに、協約に由来する。何故ならば、人民は立法者に従うことに同意した (populus in legislatorem compromisit) からである。」⁽²⁶⁴⁾

ここでは、「人民は立法者に従うことに同意した」ことが「協約」であるとされ、更に、それが法律の効力の淵源である。「法律に由来するとみなされる多くの事柄」が「協約」に由来する」とされている。このように、国家(社会)の権能の中で、立法権を重視するという理論は、例えば、ルソーも示しており、⁽²⁶⁵⁾ 社会契約論の系譜において通常看取されるものである。(また、主権理論においても、例えば、ボダンが主権の属性として立法権を最重要視している。⁽²⁶⁶⁾)

以上のことから、ライプニッツの論述は社会契約論として十分理解可能であると言えよう。但し、本章(第一節)において確認された通り、ライプニッツは「自然的社会」という観念によつて社会を説明し、その延長線上で国家理論を構想しているものと理解される。それ故に、前述のネイマンの指摘が全くの的外れであるとは言えないし、また、社会契約論者の系譜に関する現代的理解においては、ライプニッツが契約論者として重視されることはないのである。⁽²⁶⁷⁾

むしろ、より大きな問題は次の点にある。即ち、一方において「自然的社会」を論じながら、他方において、契約論的な観念により国家を論ずるといことが、どのようにしたら可能であったのか、という点である。ライプニッツはこのような自らの主張が矛盾したものであるとは自覚していなかったであろうか。この点については、本章の「まとめ」において考察を進めることとしたい。

本節の最後に、更に確認されるべき事柄が挙げられるべきであろう。前述の通り、ライプニッツは『法学新方法』において「不法」が「純粹な自然状態」においても「加害者に対する戦争の権利を被害者に付与する」としている。「戦争の権利」の発生は(前章第二節で確認された)「自然法の三段階説」の第一段階における「嚴格(純粹)法」の問題とされており、この点を考慮するならば、ライプニッツは彼の国家理論においても同説を基礎に置いた思考を展開しているものと判断されるのである。

第三節 国家の抽象的人格性

(一) 国家の法人格

国家の抽象的人格を巡るライプニッツの理論について考察するのに先立ち、本節では最初に、彼による「人格」(persona)それ自体の定義について確認しておきたい。

先ず、『自然法の基礎』において、ライプニッツは「人格とは、自らを愛する各々の者或いは喜び又は苦しみに働きかけられる各々の者である」として⁽²⁶⁹⁾いる。これは自然人の人格についての定義と思われるが、この他に、「その者或いは人格とはその者の何らかの意思である」とも論じられていることに注目するならば、人格とは意思の主体であるとライプニッツが理解していたものと考えられる。⁽²⁷⁰⁾

また、『法学新方法』において、ライプニッツは、「倫理的屬性 (qualitas morais) の主体は人格及び物である」

とした上で、「人格とは理性的實在 (substantia rationalis) であり、そしてそれは自然的「實在」であるか公的「實在」(vel naturalis vel civilis) である」とし、自然的實在として、神、天使 (angelus)、そして人間を挙げている。⁽²⁷¹⁾

これらの記述が意味することは、自然人以外にも意思を有し得る主体に人格を与えることが可能となるということであり、実際にそのような論理が示されているものが、『自然法の基礎』における次の記述である。

「例えば、社団のような公的人格が実際に認められる。何故ならば、それらは意思を有するからである。確かにその意思とは、団体構成員、即ち、諸々の自然人が、意見の不一致の場合に全ての者の「一個の」人格であると見做されることを欲するものである。それ「即ち、意思」は多数決により、極めて困難な事柄については、事情の考量により、抽籤により又はその他の方法により決定される。」⁽²⁷²⁾

つまり、複数の自然人により構成される社団 (collegium) にも、それが意思 (それは何らかの方法で決定可能であると考えられている) を有することを理由として、公的人格 (persona civilis) が認められるのである。⁽²⁷³⁾ そして、このような公的人格が国家に認められることは、「意思を有するのであるから、自然「人」の人格と同様に、自由なる諸国家において公的人格が認められる」⁽²⁷⁴⁾、「国家は一つの公的人格であるが、その内部では自然的「人格」が永遠に流れ動いている」⁽²⁷⁵⁾、「その者の同等者に対して“summa potestas”を有する一つの公的人格は国家である」⁽²⁷⁶⁾、更には、「帝国は一つの公的人格でなければならぬ」といった表現で繰り返し述べられている。⁽²⁷⁸⁾ この「公的人格」の觀念については、当時既に国家にも認められるものとの理論が知られており、例えば、ホッブズは、国家 (civitas) を公的人格とし、「その意思が多数の人間の合意に基づきその全ての者の意思であるとみなされる

べき」⁽²⁷⁹⁾であると論じている。このことから、ライブニッツが国家に人格を認めたことは決して新奇なことではなかったと言えよう。

それでは、ライブニッツが説く「公的人格」としての国家は法人格を持つものとして認識されているのであるか。⁽²⁸⁰⁾この点の解明のためには、次の記述が参考となるであろう。

「権利と義務が帰属する者には、一つの意味が生ずる。一つの意味が生ずる者は、一つの公的人格である……」⁽²⁸¹⁾「以下略」。

つまり、公的人格とは、権利と義務が帰属し、独自の意思を有する法主体であり、それ故に、公的人格である国家は法主体であることになるのである。⁽²⁸²⁾そしてこの解釈は「公的人格とは全ての者の諸権利の集合体である」とされていることよって補強されるであろう。即ち、公的人格を法人格として理解しなければ、「諸権利」が法的に無意味なものとされてしまう（逆に言うならば、全ての者の諸権利が保全されるためには、それらが何等かの権利として法人格である公的人格に転換・帰属されなければならない）故に、公的人格は法人格であり、国家がそのような法人格を有すると、ライブニッツが考えていたものと解されるのである。⁽²⁸³⁾

但し、このような論理が近代主権国家の法人格性に直結するのではない点は留意されなければならないのである。この点は次の一節に示されている。

「しかしながら、国家 (Civitas) は自権者 (sui iuris) であるか、他者の権利に属する。支配地 (Ditione) とは、共通の統治に服する居住された土地の広がり (terrae habitatae tractus) である。大きな支配地は地方 (Regio) と呼

ばれ、地方は、他のより大きな支配地の一部であるとき、州 (Provincia) と言われる。領域 (Territorium) は、国家 (civitas)、支配地、或いは土地の広がり(285)に共通の名称である。」

つまり、国家は自らが法主体性を有する(「自権者である」)場合もあれば、そうではない(「他者の権利に属する」)場合もあるのであって、必ずしも全ての国家が独立した法主体性を有するのではないのである。しかも、国家は「土地の広がり」(terrae tractus)の一形態でしかないのであって、他の形態(地方・州)との相対的な関係の中に位置付けられており、国家であることの独自性はここには見出されないのである。

(二) 領域の結合と法人格

ライプニッツの国家の法人格理論を考察する上で、「人格」や「公的人格」の概念と同様に重要であると思われる事柄が存在する。それは、『*Suprematus* 論』中で複数の領域 (plura territoria) が一つの統一体に (in unum corpus) 統合され得ることが論じられた後に登場する次の一節の中に表されている。

「しかしながら、同盟と連合の間には (inter Confederationem & Unionem) 団体と社団の間 (inter Societatem & Collegium) のように、大きなもの「即ち、差異」が存在する。諸個人の物が元本に (in sortem) 抛出され、利益が全ての者の間で配分されるとき、複数の者の団体 (Societas) が存在する。しかし、組織体 (Corpus) 又は社団 (Collegium) においては、何らかの新たな公的人格 (nova quaedam persona civilis) が構成され、共通の金庫 (aerarium) に抛出されたものは、個々人のものではなく、組織体それ自体のものであり、利益は全員の又は多数派の決定による場合を除いて配分されない。同盟 (Confoederatio) は言葉だけによって結ばれ、必要があれば、力が一体

とされる。連合 (Unio) にとっては、構成員に対する何らかの権威 (その権威は、通常の権利により、どこであろうとより重要な事柄及び公共の福祉に関係する事柄に関して (de rebus majoris momenti ac saluam publicam spectantibus) 支配する。) を有する或る種の確実な管理 (certa quaedam administratio) が設定される⁽²⁸⁷⁾とが必要であり、そこでは国家 (Respublica) が存在することを私は肯定する⁽²⁸⁸⁾」

この一節において、ライブニッツは、領域が結合される場合に「同盟」(confederatio)と「連合」(unio)⁽²⁸⁷⁾の二つの形態があるとして、それらの法人格について「団体」(societas)と「社団」(collegium)⁽²⁸⁸⁾との対比を用いて説明している。そして、彼は、連合を社団に類比させて、連合に単一の法人格を承認した上で、連合が「構成員に対する何らかの権威を有する或る種の確実な管理」を行うならば、それは「国家」であるとするのである。つまり、ライブニッツは、領域の結合体に対する統一的管理の有無によって、国家であるか否か (即ち、単一の法人格となるか否か) が決定されるとしているのである。

但し、前述の引用箇所先立って、「個々の (領域の) „superioritas territorialis” はそのまま」⁽²⁸⁹⁾との限定が付されているため、法人格の結合はあっても、個々の領域の „superioritas territorialis” は維持される点には注意を要する。ここにはライブニッツが構想する「統治権」理論の複雑さが内包されているものと考えられるため、この点については、次章における彼の「主権」理論の検討の後に、(次章「まとめと若干の考察」中で) 再論することとする⁽²⁸⁹⁾。

また、前述の一節においては、領域、即ち、„territorium” の結合について論じられているが、„territorium” は神聖ローマ帝国の領邦をも意味する言葉であるため、この議論は同帝国の領邦の結合の程度と法人格について論じているとも解される。(実際に、この引用箇所に先行する箇所において、複数の領域が統一された「顕著な諸事例」

として、「スイス」(Helveticum Corpus) 及び「オランダ」(Unitae Provinciae)⁽²⁰⁾と共に、神聖ローマ帝国が挙げられている。⁽²¹⁾ そうであるとするならば、次章及び次々章においても検討される帝国の選帝侯及び諸侯をも含めたかたちでの「主権」及び「ユース・ゲンティウム」に関する理論の構築というライプニッツの理論的特色がここにも現れていると言えよう。

まとめと若干の考察

以上、本章で検討・確認されたライプニッツの国家観念を巡る諸理論については、差当たり次の三点に纏めることが許されるであろう。

第一に、ライプニッツは「自然的社会」として、第一の男女間のものから、第五の市民社会(国家)、更には第六の「神の教会」に至る社会を挙げている。このことは、彼の「普遍的法学」の構想と同様に、神と人間を同一平面に置いて統一的に説明しようとする思考と合致するものと解される。

次に、ライプニッツの「自然状態」についての認識と「国家」の定義を基にするならば、彼が社会契約論的な国家構成原理を展開していたと理解することは十分可能である。但し、「自然的社会」の観念によって社会を説明する彼の理論は、社会契約論としては不完全なものであると言わざるを得ない。

最後に、ライプニッツが国家の抽象的人格性を承認するのみならず、領域の結合と法人格の関係についても、「同盟」(confederatio)と「連合」(unio)の相異の認識を通じて理解し、理論化していたことが挙げられる。そして、このことはライプニッツが抱懐していた国家観念が近代国際法理論における国家の法人格を巡る理論に近接したものであったことを示しているとしてよいであろう。(但し、それが「近代主権国家」の観念に合致するか否かの判断は、次章におけるライプニッツの「主権」観念についての検証を経なければ、下すことはできない。)

さて、以上の諸点に関して若干の考察を試みることにするが、それらは直接的には第一点及び第二点に関わる問題、即ち、ライプニッツの「不完全な社会契約論」を巡るものである。

ライプニッツの論理は社会契約論としては矛盾を孕むものであり、その矛盾の根本には、次の二点が存在しているものと思われる。第一に、彼の「自然的社会」の理論においては第五の自然的社会として「市民社会」が挙げられている点である。このことは、社会(国家)は自然に生成したものであって、契約により創設されたものではないと彼が考えていることを示している。第二に、(本章第一節で確認されたように)ライプニッツは「自然的社会」に関する理論の中で、「第三の自然的社会」としての「主人と召使との間」に存在する社会において「本性により(von Natur)、その者に命ずる他者に従って召使として働かなければならない」人間が存在するとしており、ここには彼のアリストテレス的人間観が示されている点である。彼の人間観には「社会契約」の前提となる「個人の平等」という観念が欠如しているのである。これらの根本的問題点の存在によって、ライプニッツの国家理論は究極的には、ホッブズやルソー等が展開した(但し、彼等の間にも重要な理論的前提、例えば、「自然状態」における人間の相互関係を如何なるものとして構想するか、についての相異は存在する)。「完全な社会契約論」とは相容れないことになる。換言するならば、「完全な社会契約論」を基準とすれば、ライプニッツの理論は社会契約論ではあり得ないことになる。(これは、本章第二節(三)で触れられたネイマンの解釈に繋がる。)つまり、「社会契約論」を如何なるものとして理解するかによって、ライプニッツの理論の評価は変化するのである。(そして、本章における結論は、彼の理論が「社会契約論として十分理解可能」なものであり、「不完全な社会契約論」であるというものである。)

そうであるとするならば、この不確定な問題に対する確定的解答を求めるよりも、むしろ、このような理論を展開する彼の根本的思考について検討することの方が、ライプニッツの理論を理解する上でより有益であろう。

(尚、本稿「序論」でも言及されたように、このような検討は彼が置かれた単純な社会的乃至政治的文脈を論じようとすることを意味するのではない。)そして、そのような検討を行う際に、考慮されるべき事柄が、前述の第三点、即ち、国家の抽象的人格性を巡るライプニッツの理解であると思われる。但し、この点は神聖ローマ帝国国制の当時の状況に深く関連するものであるため、帝国国制と彼の理論との関わりについて(次章及び次々章において)論じた後に、本稿の「結論」において論ずることとしたい。

以上のような留保を付しつつ、我々は次に、ライプニッツの国家理論の「近代性」の検証のために、彼の「主権」理論の検討に進むのである。

(22) フリートリッヒによれば、ライプニッツは、神聖ローマ帝国の存続可能性についての確信から、長く「二振りの剣」理論のもとの普遍的秩序の観念を保持し、最晩年になって漸くそれを放棄し、専制的近代国家制度に関心を移したが、それはホッブズの権力国家(Machstaat)ではなく、英国及びドイツの伝統的な法治国家(Rechtsstaat)、²²⁾ 即ち、法の優越に基づく憲法的秩序であったという。(Friedrich, "Philosophical Reflection", pp.86-87.) フリートリッヒは、また、「ロックと同様、彼[即ち、ライプニッツ]は立憲主義者であり、法治国家の信奉者であった」こと、そして「彼はまた有能な者(the talented)による自然的貴族政(a natural aristocracy)の信奉者であった」ことを指摘している。(Ibid., p.90.) このように、ライプニッツの政体論を考察することも可能であると思われるが、本論において示されたような理由により、彼の政体論は本稿における考察の対象外に置かれる。

(23) Vom Naturrecht, Gubrauer, I, 414.

(24) 尚、この小品において、自然法は「諸々の自然的社会を保全又は振興するもの」であるとされている。Vom Naturrecht, Gubrauer, I, 414.

(25) また、悟性の重視という点に関しては、次の点からも看取可能である。即ち、「観念(notions)には、単に感覺的なもの(le sensible)と、感覺的でありながら知覚的なもの(le intelligible)と、知覚的であるだけのもの」が存

在するとして、観念を三種に区分し、明晰・判明に認識することが出来るのは、知覚し得る観念である悟性 (intendement) である。Leibnitz *an die Königin Sophy Charlotte von Preußen*, Gerhardt, VI, 502.

(226) *Vom Naturrecht*, Guhrauer, I, 416-417. 尚「カトリック的」とは元来「普遍的」を意味した。

(227) 尚、第五と第六の自然的社会はアルトゥシウス (J. Althusius, *Politicae methodice digesta* (1603), ch.5 ff.) に由来していることに思われるところの見解がある。Riley, 79, n.1.

(228) *Vom Naturrecht*, Guhrauer, I, 419.

(229) *De jure suprenatus*. Ad lectrem. (Dutens, IV, iii, 332-333; Klopp, IV, 12)

(230) *De jure suprenatus*, cap. X. (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 52)

(231) "Respublica est civitas quae ultra securitatis formam habet formam seu praebendae felicitatis." *Elementa*, Akademie, VI, i, 446; Busche, 158-159)

(232) *Contra Serinum*. (Klopp, I, 162)

(233) "civitas": E.g., Busche, 76-77, 160-161. "respublica": E.g., Busche, 46-47, 50-53, 84-85, 164-167, 172-173.

(234) E.g., Busche, 220-221.

(235) E.g., Riley, 114.

(236) E.g., Riley, 114. けれど、一七世紀の文書において "civitas" が「都市」を意味する場合にも使用されているという事実 (その例として、所謂ウエストファリア条約において「自由帝国都市」が "libera Imperii civitas" と呼ばれ、「ハンザ諸都市」が "Civitates Anseaticae" と呼ばれている) が挙げられる。を勘案するならば、誤訳とは断言できな。

(237) E.g., Riley, 117.

(238) Friedrich, "Philosophical Reflection", p.87. 尚、「通常の法」とは、「強制された法 (enforced law) を意味し、法の強制のために権威ある (in authority) 何者かが命令権 (jus imperandi) (それは命令された事柄を人々に強制 (coerce) し、行わせる権利である。) を有しなければならぬ」と説明されている。

(239) *Ibid.*

(240) “Civitas esse videtur coetus hominum satis magnus ad spem defensionis mutuae contra vim magnam, qualis metui solet, animo cohabitandi, certa quadam rerum communium administratione constituta, initus, Familiae, imo & voco, sive pago, ex aliquot familiis composito deest magnitudo; Exercitibus, vel magnae cuidem societati casu constatae, quales sunt Caravanae in itineribus Asiaticis, deest animus cohabitandi.” *De jure suprematus*, cap.X, (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 52)

(241) ブシェによれば、『自然法の基礎』は、ライプニッツのマイニンツ時代初期からその構想が練られていたが、遂に完成には至らなかったと云う。Busche, Einleitung, ci.

(242) “Civitates nihil dubitandum est alias esse perfectiores, adde et regulariores. Cum enim *Civitas* sit Societas securitatis, id est multitudine hominum in securitatis sibi mutuo procuratae opinione viventium.” *Elementa*, (Akademie, VI, i, 446; Busche, 160-161.)

(243) 「安全」が国家の定義に関わるとの認識は、或る書簡においてライプニッツが「私の国家 (Estat [sic]) の定義」として「その目的が共通の安全 (la seureté [sic] commune) である大きな社会」としている点にも示されている。
Lettre à Mr. de Palaiseau (1705), (Klopp, IX, 143)

(244) フィーアハオス (Rudolf Vierhaus) は次のように、社会契約論と国家の非人格化 (抽象的人格化) の関連性を論じている。即ち、王権神授説において、絶対君主は、政治思想と芸術とが合体して、「神の現生の似姿」(indisches Ebenbild Gottes)、「全権力の保持者」『国家』(Stat) 〇という複雑な機構の原動力」として強調されたが、欧州の啓蒙主義の進展の中で、「君主権の宗教的な性格は原則として失われ、国家は非人格化され抽象的アンシユタルト (abstrakte Anstalt) となり、君主は社会契約 (Gesellschaftsvertrag) と云う理論的基礎の上で社会乃至国家の機関となる」と云う。R. Vierhaus, *Deutschland im 18. Jahrhundert* (Göttingen, 1987), S.80-81.

(245) *Contra Servinum*, (Klopp, I, 162)

(246) “Sane quemadmodum tunc, quum constituitur respública ex hominibus antea solutis, quisque sese obligat communi vincula.” *Observationes*, IV, (Dutens, IV, iii, 270-271)

- (247) “Injuria in statu mere naturali dat laeso jus libertatis, facultatis potestatisque omnimodae, seu jus belli in ledentem societatis ruptorem.” *Nova methodus*, II, §18. (Dutens, IV, iii, 186.)
- (248) *Nova methodus*, II, §20. (Dutens, IV, iii, 187.) 尚、「人間社会の破壊 (ruptio)」という表現からは、自然状態から社会状態への移行だけでなく、社会状態から自然状態への移行もあり得るとのライプニッツの思考が窺える。
- (249) *Monita (Pufendorfus)* (Dutens, IV, iii, 279.)
- (250) ライプニッツは、『バーネット宛書簡』の中で、「特に、自然状態 (Estat [sic] de la Nature) と人間の権利の平等 (l'egalité [sic] du droit des hommes) にわたる多くの議論」が必要とされるとした上で、人間の平等を巡り、ホップズよりもアリストテレスの方が理性に適合しているとする見解を述べている。(その中で、海上の船舶中に複数の人間が存在する場合に、航海に関する知識を有する者とそうでない者とが平等に扱われることは、「理性にも、自然にも合致しない」となれていぬ。) *Epistola (Burneth)*. (Gerhardt, III, 264.)
- (251) *Nonvexar essai*, III, i. (Gerhardt, V, 253.)
- (252) フリートリッヒは、ライプニッツにとって「[自然状態における] 支配的な状態は、平和的協力の状態であった」としている。Friedrich, “Philosophical Reflection”, p.89.
- (253) 因みに、『社会契約論』において、ルソーは、ライプニッツに類似した比較的平和な自然状態を前提とし、「社会契約 (le traité social) は契約当事者の保存を目的とする」(J.-J. Rousseau, *Du contrat social, ou principes du droit politique* (1761), Liv. II, Chap. v. in *idem* (sous la direction de R. Trousson/Fr. S. Eigeldinger), *Œuvres complètes*, tome V (Genève/Paris, 2012), p.500.) としており、この点はライプニッツと同様である。但し、その前提として、ルソーは、「結合した各人の身体及び財産を、共同して全力で防衛・保護する結合 (association) の一形式を見出すこと」及び「それを通じて、各人が、全ての人々と結合しつつ、且つ自身自身にしか服従せず、従来同様に自由であること」(*Ibid.*, Liv. I, Chap. vi, p.477.) を根本的課題とすることによって、人間の結合への契機を彼の理論の中で内在化させているのである。
- (254) *Nonvexar essai*, III, i. (Gerhardt, V, 253.)
- (255) Friedrich, “Philosophical Reflection”, p.89.

- (256) 小林、前掲論文、二八九頁。但し、小林は「ライプニッツは社会契約論を必ずしも厳密な仕方で開催しているとは言えない」ことも指摘している。
- (257) 同前、二九〇頁。但し、引用文中の註は割愛した。
- (258) Nijman, *op. cit.*, p.64, n.151.
- (259) *Nova methodus*, Pars II, §71, (Dutens, IV, iii: 211.)
- (260) 一七・一八世紀の「国際法」関連文献において「条約」(更には「慣習」)を「法」というよりも「事実」とする考え方は珍しいものではなかった。例えば、プーフェンドルフは、「同盟(条約)」「(foedera)や「講和(条約)」「(pacificationes)をユース・ゲンティウムの範疇に含めながらも、それらを法(jura)或いは法律(leges)と呼ぶことは適切ではない」とし、それらは歴史学の対象にすぎないと主張している。(S. Putendorf, *De jure naturae et gentium libri octo* (1672), Lib. II, Cap. III, §23. (本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六八八年(アムステルダム)版を参照した。The *Classics* (Oxford/London, 1934) また、ヴォルフも「協定的ユース・ゲンティウム(jus gentium pactitum)及び慣習的ユース・ゲンティウム(jus gentium consuetudinarium)に属するそれらが「事実」(factum)であって、歴史の対象ではないとする。(Wolf, *op. cit.*, Prolegomena, §§23-24.) 更に、ヴァッテルも同様の理解を示している。(Vattel, *op. cit.*, Preliminaires, §24.)
- (261) “[E]tiam quod Princeps leges ferre possit, ex populi in eum consensu descendit.” *De casibus perplexis in jure*, XI (Akademie, VI, i, 240; Dutens, IV, iii, 50)
- (262) Rousseau, *op. cit.*, Liv. I, Chap. II, pp.464-465.
- (263) 次の文献におおむね、ライプニッツの国家理論における「立法的要因」(der legislative Moment)の重視が強調されている。E. Ruck, *Die Leibniz'sche Staatsidee aus den Quellen dargestellt* (Tübingen, 1909) (Neudruck, Scientia Verlag, Aalen, 1969), S.64.
- (264) *Nova methodus*, II, §18, (Dutens, IV, iii, 186.)
- (265) この点については、拙稿「ルノー(一)」一三三頁を見よ。
- (266) この点については、拙稿「ジャン・ボダンの国家及び主権理論と『ユース・ゲンティウム』観念(一)」『法学研

- 究」(慶應義塾大学)第八五巻第一一号(二〇一二年)(以下、『ボタン(一)』とする。)一三—一五頁を見よ。また次の文献も見よ。H. Quaritsch, *Staat und Souveränität*, Band I (Die Grundlagen) (Frankfurt a. M., 1970), S.255-266.
- (267) それを傍証しているのは、次の文献の中にライプニッツに関する論考が含まれているのみならず、ライプニッツへの言及すらも見出やれなごうな事実である。D. Boucher/P. Kelly (eds.), *The Social Contract from Hobbes to Rawls* (London/New York, Routledge, 1994). D. バウチャー・ペケリー(編) 飯島昇藏・佐藤正志(訳者代表)『ホッブズからロールズまで—社会契約論の系譜』(ナカニシヤ出版、一九九七年)。
- (268) *Nova methodus*, II, §18. (Dutens, IV, iii, 186.) *Supra*, n.247.
- (269) “Persona est quisquis amat se seu quisquis voluptate vel dolore afficitur.” *Elementa*. (Akademie, VI, i, 466; Busche, 246-247.)
- (270) “Is qui seu Persona est cuius aliqua voluntas est. Seu cuius datur cogitatio, affectus, voluptas, dolor.” *Elementa*. (Akademie, VI, i, 482; Busche, 306-307.)
- (271) *Nova methodus*, Pars II, §16. (Dutens, IV, iii, 185.)
- (272) “Dantur vero et personae civiles ut collegia, quia habent voluntatem, eam nimirum quam membra componentia seu personae naturales pro persona omnium in casu dissensus haberi voluere. Sive ea numero sive quod difficultimum rationum pondere, sive sorte aliisve modis determinetur.” *Elementa*. (Akademie, VI, i, 482; Busche, 308-309.)
- (273) 同様の見解は『法学新方法』にも登場する。 *Nova methodus*, Pars II, §16. (Dutens, IV, iii, 185.)
- (274) “In liberis Rebus publicis civiles persona ad instar naturalis intelligitur [sic], quoniam voluntatem habet.” *Codex Praeclitus* (*Monitum Codex*), I, xx. (Dutens, IV, iii, 306-307; Klopp, VI, 488-489.)
- (275) “Respublica est una persona civilis, sed in qua naturales sunt in perpetuo fluxu.” *Specimen*. Propositio XLII. (Akademie, IV, i, 37; Dutens, IV, iii, 561.)
- (276) “Una persona civilis habens summam potestatem in partes suas est civitas.” *Contra Serinum*. (Klopp, I, 162. Cf. *In Serinum de Monzambano*. (Akademie, IV, i, 501.)

- (27) “[D]as Reich soll eine *Persona Civilis* seyn [sic]” *Securitas publica*. (Akademie, IV, i, 135; Foucher de Careil, VI, 30)
- (278) 例えは「模範」では「公的人格の1つの意思及び統一(それにより国家は存続する)」(una voluntas unitasque personae civilis, qua respublica constat) (*Specimen*, Propositio XII (Akademie, IV, i, 11-12; Dutens, IV, iii, 532)) という表現が見られる。同論者には更に「臣民の人格の統合として統治者の人格を理解するかの如き次のような表現も存在している。「summa potestas」の人格は自らの中で諸々の臣民の公的人格、或いは何者かが言っているの、倫理的「人格」を結合する。」(Persona summae potestatis continet in se personas subditorum civiles, vel ut quidam vocant, morales.) *Specimen*, Propositio LVII (Akademie, IV, i, 59; Dutens, IV, iii, 585)
- (279) “Civitas ergo (ut eam definiamus) est persona una, cuius voluntas, ex pactis plurimum hominum, pro voluntate.” 但し、同書英語初版において「この引用箇所における“civitas”は「都市」(a CITY) である。」Th. Hobbes (H. Warrender (ed)), *De cive* (Oxford, 1983), vol I (Latin ver.), p.134; vol II (English ver.), p.89, See, Q. Skinner, *Visions of Politics*, vol.3 (Cambridge, 2002), p.180.
- (280) この問題は「フシエに」としては「彼が“persona civilis ut collegia”を“zivirrechtliche Personen wie etwa Verein”としていっていることから、当然に肯定的回答がなされるべきかの点である。」(Busche, 308-309) しかし「この点に訳出する根拠は必ずしも明らかになされていないように思われる。」
- (281) “In quem cadit jus et obligatio, ei competit una voluntas. Cui competit una voluntas, is est una persona civilis....” *Contra Serinum*. (Klopp, I, 162. Vgl. Akademie, IV, i, 501)
- (282) 周知の如く、イエリネク (Georg Jellinek) は「国家の法学的把握のための可能性として」「権利の客体」(Rechtsobjekt)、「権利関係」(Rechtsverhältnis) 及び「権利主体」(Rechtssubjekt) を提示した。G. Jellinek, *Allgemeine Staatslehre* (Berlin, 1900), S.146-151. (同書第三版(一九〇〇年)の邦訳として次のものがある。G. イエリネク (著) 芦部信喜・阿部照哉他 (訳) 『一般国家学』(学陽書房、一九七四年)。) これらの中で、ライプニッツの国家観念は、国家を権利主体として把握するものと言えよう。この点に関しては、次の文献を見よ。Ruck, aaO., S.41.

- (283) “Persona Civilis omnium iurium collectio est.” *Specimen*, Propositio LVII. (Akademie, IV, 1, 59; Dutens, IV, iii, 585.)
- (284) ギールケは、「彼〔即ち、ライプニッツ〕によりおおいに強調された“persona civilis seu moralis Republicae”を巡る他の学者の解釈に比較して、ライプニッツが「際立っていたのびはなす」といふ。 (O. von Gierke, *Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien*, 4. Ausgabe (Breslau, 1929), S.197.) の評価に従うならば、国家が公的人格としての法人格を有するとするライプニッツの理論は格別新奇なものではなかつたこととなる。
- (285) *De jure suprematus*, cap. X. (Dutens, IV, iii, 357; Klopp, IV, 53.)
- (286) *De jure suprematus*, cap. XI. (Dutens, IV, iii, 359-360; Klopp, IV, 57-58.)
- (287) “confederatio”と“unio”の訳語について、若干の説明が必要である。
- 本文で引用された『*Suprematus 論*』の論述から明らかのように、ライプニッツは“confederatio”に(その構成員とは別個の)独立した法人格を認めず、“unio”にはこれを認めている。日本の国際法(学)用語においては、通常“confederation”を「国家連合」とし、“federal state”を「連邦国家」とすることによって、国際法人格の有無が論じられる。ライプニッツの“confederatio”は「国家連合」に、そして“unio”が「連邦」に相当するようにも見える。しかし、ここで論じられている事柄に関しては、この「国家連合」が(近代)「国家」により構成されているのか否かについても問題となるため、「国家連合」とするべきではないであろう。そのため、独立した法人格を有しないという点を明らかにすることを重視して、“confederatio”を「同盟」とし、また、“unio”については一定程度の法主体性を有し得る「連合」とすることとした。尚、“confederatio”を「同盟」とすることにより、更に、通常「同盟」(或いは「同盟条約」と訳出される“foedus”との関係が問題となる。そのため、本稿では「同盟」に“confederatio”又は“foedus”を付記する(但し、斜体字とするか否か、また、語頭を大文字表記とするか否かにについては、原文に従う。)ことによって区別することとする。
- (288) 次の文献では、“societas”が“a partnership”、“collegium”が“a corporation”と訳されている。Jones, *op. cit.*, p.5. 〕
 各々「組合」と「会社」に該当すると思われる、やはり独自の法人格の有無に着目した訳語であると言えよう。

(289) 尚、ギールケは、ライプニッツ以前に提示されていた「Staatenstaat」の観念を巡り、「ライプニッツは連邦国家の観念 (Bundesstaatsbegriff) の近代的理解に更に近づいた」との評価を下している。Gierke, a.a.O. S.245-247. 「Staatenstaat」とは、主権国家である「上位国」(Oberstaat) が「半主権国」である「下位国」(Unterstaat) に対して支配権 (Herrschaft) を行使するという国家の結合形態であり、下位国は、通常、対内的には広範な自治を享受するが、対外的には大幅な従属的地位に置かれるというものである。(P. Schwacke/E. Stolz, *Staatsrecht mit allgemeiner Staatslehre und Verfassungsgeschichte*, 2.Aufl. (Köln, 1988), S.24.)

(290) ライプニッツは、「オランダ」を示す言葉として、「Unitae Provinciae」・「Batavia」・「Respublica Belgica」等を用いている。本稿においてこれらの言葉は、読者の理解を容易にするために、全て「オランダ」として訳出されている。

(291) ネイマンは、ライプニッツの領域結合に関する理論を次のように高く評価する。即ち、「同時代の通常の見解 (contemporary conventions) に反して、ライプニッツは帝国を諸地域 (それらの各々が領域の主権的君主を有した) の『連合』(‘union’) と見做したのであり、「帝国を『連合』(それは、恰も先駆的な連邦国家 (a federal state *avant la lettre*) である。) と呼ぶことによって、ライプニッツは議論への極めてオリジナルな貢献をしたのであり、それは『身分制志向の連邦国家理論の発展』(Entwicklung einer ständisch orientierten Bundesstaatstheorie) に劣らないものであった。」(Nijman, *op. cit.*, pp.64-67.) 但し、帝国を連合とみなしたとするネイマンの見解はやや短絡的に過ぎるようと思われる。